



発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

- | 官報   |  | 目次                                       |  |
|--|--|--|--|
| 省令   |  | 発行内閣府<br>(原稿作成 国立印刷局)                    |  |
| ○日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続の一部を改正する省令<br>(財務四七)                                    | ○電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第三項の規定による届出があつたので告示する件<br>(総務一四六、一四七) | ○電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第一項の認定を取り消した件(同一四八) | ○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者を決定した件(最高裁二) |
| ○保安林の指定をする件<br>(農林水産六〇七～六二二)   | ○都市計画に関する件<br>(国土交通三一六、三一七)                                | ○国会事項                                    | ○道路に関する件<br>(関東地方整備局一五二)                 |
| ○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件(同三一八、三一九)                                 | ○運輸審議会から答申があつた件<br>(同三二〇)                                  | 〔公 告〕<br>〔叙位・叙勳〕<br>〔人事異動〕               | ○道路に関する件<br>(東北地方整備局四七、四八)               |
| ○海上における射撃訓練を実施する件<br>(防衛八九～九〇)   | 六  | 五  | 四  |
| 裁判所<br>相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生、所有者不明関係<br>特殊法人等<br>文部科学省共済組合定款の一部変更<br>関係<br>会社その他 | 官庁<br>財團関係<br>諸事項  | 内閣 法務省 出入国在留管理庁<br>安調査庁                  | 内閣 法務省 出入国在留管理庁<br>公                     |

財務省令第四十七号		予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第六百六条第一項の規定に基づき、日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続の一部を改正する省令を次のように定める。	
日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和三十四年大蔵省令第百号）の一部を次の改正する。		財務大臣 加藤 勝信	
令和七年四月十六日		日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続の一部を改正する省令	
第三次 〔略〕		改 正 後	
〔2・3 略〕		第三次 〔同上〕	
〔2・3 同上〕		改 正 前	
4 指定代理店は、前項の規定により日本銀行歳入代理店から領収済通知書の送付を受けたときは、当該領収済通知書に記載されている領収した歳入金に関する事項及び当該領収済通知書の画像情報を光学読取式電子情報処理組織（日本銀行の委託を受けて、歳入金の収納に関する事務を処理するため、取りまとめ指定代理店（歳入代理店である郵便貯金銀行の営業所であつて日本銀行が指定したもの）をいう。以下同じ。）に設置される電子計算機と指定代理店に設置される光学文字読取装置、画像出力装置及び電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して取りまとめ指定代理店に通知しなければならない。	4 指定代理店は、前項の規定により日本銀行歳入代理店から領収済通知書の送付を受けたときは、当該領収済通知書に記載されている領収した歳入金に関する事項を光学読取式電子情報処理組織（日本銀行の委託を受けて、歳入金の収納に関する事務を処理するため、取りまとめ指定代理店（歳入代理店である郵便貯金銀行の営業所であつて日本銀行が指定したもの）をいう。以下同じ。）に設置される電子計算機と指定代理店に設置される光学文字読取装置、画像出力装置及び電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して取りまとめ指定代理店に通知しなければならない。ただし、必要があると認められる場合には、当該領収済通知書に記載されている住所、氏名その他の領収した歳入金に関する事項を記録し第一号書式、第二号書式又は第三号書式による領収済通知書を光学読取式電子情報処理組織を使用して作成し、当該歳入を取り扱った歳入徴収官に送付しなければならぬ。		

5 取りまとめ指定代理店は前項の規定により指定代理店から歳入規程第二十一条の六第一項第九号及び同条第二項第一号に掲げる歳入金に係る通知を受けたときは、その旨を第一号代行機関を経由して当該歳入を取り扱った歳入徴収官に通知するため、光学読取式電子情報処理組織を使用して領収書の済通知情報を作成し、「第一号代行機関に送信しなければならない。ただし、必要があると認められる場合においては、領収済通知書の画像情報を併せて送信しなければならない。

5 取りまとめ指定代理店は前項本文の規定により指定代理店から歳入規程第二十一条の六第一項第九号及び同条第二項第一号に掲げる歳入金に係る通知を受けたときは、その旨を第一号代行機関を経由して当該歳入を取り扱つた歳入徴収官に通知するため、光学読取式電子情報処理組織を使用して領収済通知情報を作成し、電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの

備考　表中の「」の記載は注記である。

その他告示

い。徴収官にその旨を通知しなければならぬことを発見したときは、直ちに、歳入

又は領収済通知情報が送付された後、当該領収済通知書又は領収済通知情報の内容に誤りがあることを発見したときは、直ちに

知書の画像情報を併せて送信しなければならない。

できない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの

この省令は、令和七年五月七日から施行する。

三

取りまとめ指定代理店は、第四項の規定

6 取りまとめ指定代理店は、第四項本文の

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の二の七第一項第五号の規定による認定を受けた確認措置に係る電気通信役務について、当該電気通信役務を提供する電気通信

により指定代理店から歳入規程第二十一条の六第一項第一号から第六号並びに同条第二項第二号から第四号に掲げる歳入金に係る通知を受けたときは、その旨を第二号代行機関を経由して当該歳入を取り扱つた歳入徴収官に通知するため、光学読取式電子情報処理組織を使用して領収済通知情報を成し、必要に応じて電磁的記録媒体（電子的記録（電子的方式、磁的方式その他）の知覚によつては認識することができない

規定により指定代理店から歳入規程第二十二条の六第一項第一号から第六号並びに同条第二項第二号から第四号に掲げる歳入金等に係る通知を受けたときは、その旨を第二号代行機関を経由して当該歳入を取り扱った歳入徴収官に通知するため、光学読取式電子情報処理組織を使用して領収済通知情報を作成し、電磁的記録媒体に収録したうえで、第二号代行機関に送付しなければならない。

認定を受けた電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称				令和七年四月十六日
変更後の認定役務の名称		変更前の認定役務の名称	変更年月日	総務大臣 村上誠一郎
ソフトバンク株式会社	ソフトバンク 4 G 通信	ソフトバンク 3 G 通信	令和 6 年 7 月 31 日	
サービス	サービス	サービス		
5 G 通信サービス	5 G 通信サービス	5 G 通信サービス		
ワイモバイル通信サービス	ワイモバイル通信サービス	ワイモバイル通信サービス		

い方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体をいう。)に収録したうえで、第二号代行機関に送信又は送付しなければならない。ただし、必要があると認められる場合においては、領収済通知書の画像情報を併せて送信又は送付しなければならない。

10 指定代理店は、第五項又は第六項の規定により領収済通知情報が送信又は送付された後、当該領収済通知情報の内容に誤りが

10 指定代理店は、第四項ただし書、第五項  
又は第六項の規定により第一号書式、第二  
号書式若しくは第三号書式の領収済通知書

〔7  
8  
9  
同上〕

104

認定を受けた電気通信役務 提供する電気通信事業者の氏名又は 会社名	変更後の認定役務の名称	変更前の認定役務の名称	変更年月日
ソフトバンク株式会社	ソフトバンク 4 G 通信 サービス 5 G 通信サービス ワイモバイル通信サービス LINE MO 通信サービス	ソフトバンク 3 G 通信 サービス ソフトバンク 4 G 通信 サービス 5 G 通信サービス ワイモバイル通信サービス (PHSサービスを除く。) LINE MO 通信サービス	令和6年7月31日
ソフトバンク 4 G 通信 サービス 5 G 通信サービス データ通信サービス ワイモバイル通信サービス	ソフトバンク 3 G 通信 サービス ソフトバンク 4 G 通信 サービス 5 G 通信サービス データ通信サービス ワイモバイル通信サービス (PHSサービスを除く。)	令和6年7月31日	

○総務省告示第百四十七号  
電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の二の七第一項第五号の規定による認定を受けた確認措置に係る電気通信役務について、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者から同条第三項の規定に基づき次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

認定を受けた電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称	変更後の電気通信事業者の氏名又は名称	変更年月日
株式会社ヤマダ電機	株式会社ヤマダホールディングス	令和2年10月1日

株式会社ヤマダホールディングス	YAMADA air mobile	別記のとおり	令和7年3月28日
株式会社ラネット	BIC 4G LTE SER-VICE	別記のとおり	令和7年3月28日

別記 個別移動電気通信サービスである無線インターネット専用サービスの役務であつて、その提供に関する契約に、その変更又は解除をすることができる期間の制限及びそれに反した場合の違約金(その額がその利用の程度にかかわらず支払を要する1月当たりの料金(付加的な機能の提供によるものを除く。)の額を超えるものに限る。)の定めがあるもの

○農林水産省告示第六百七号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

(次の図)及び「次のとおり」(省略)の面図及び関係書類を熊本県庁及び球磨村役場備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第六百八号

農林水産大臣 江藤 拓  
熊本県球磨郡球磨村大字  
一勝地丁字八重尾谷七二五の一四（次の図に示す）  
一勝地丁字八重尾谷七二五の一四（次の図に示す）

一	保安林の所在場所	農林水産大臣	江藤	招
二	指定の目的	土砂の流出の防備		
三	指定施業要件			
一	立木の伐採の方針			

主伐は、振伐による。  
主伐として伐採することができる立木  
は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
  
(一) 指定施業要件  
立木の伐採の方法  
これまで、このいことは、三二二よ、二二二

(二) 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
るものとする。  
限る。) 字初木野五一九 (次の図に示す部分

<p>3 2 その他の森林については、主伐に係る伐木種を定めない。</p> <p>(二) 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>○農林水産省告示第六百九号</p> <p>森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。</p> <p>令和七年四月十六日 農林水産大臣 江藤 拓</p> <p>一 保安林の所在場所 熊本県球磨郡湯前町字後山五三二七の一</p> <p>二 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 次の森林については、主伐は、択伐による。</p> <p>字後山五三二七の一(次の図に示す部分に限る)。</p> <p>2 その他の森林については、主伐に係る伐木種を定めない。</p> <p>3 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び湯前町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>○農林水産省告示第六百十号</p> <p>森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。</p> <p>令和七年四月十六日 農林水産大臣 江藤 拓</p> <p>一 保安林の所在場所 熊本県球磨郡湯前町字長谷場宝蛇寺五七〇一(次の図に示す部分に限る)。</p> <p>二 指定の目的 水源の涵養</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 次の森林については、主伐は、択伐による。</p> <p>字長谷場宝蛇寺五七〇一(次の図に示す部分に限る)。</p> <p>2 その他の森林については、主伐に係る伐木種を定めない。</p> <p>3 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>○農林水産省告示第六百十号</p> <p>森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。</p>	<p>3 1 保 安 林 の 所 在 場 所 熊 本 県 上 益 城 郡 御 船 町 大字水越字大平一五〇九の三、一五〇九の六、字姫椿一五一〇</p> <p>2 二 指 定 の 目 的 土 砂 の 流 出 の 防 備</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 次の森林については、主伐は、択伐による。</p> <p>字大平一五〇九の三・一五〇九の六・字姫椿一五一〇(以上三筆について次の図に示す部分に限る)。</p> <p>2 その他の森林については、主伐に係る伐木種を定めない。</p> <p>3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>○農林水産省告示第六百十一号</p> <p>森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。</p> <p>令和七年四月十六日 農林水産大臣 江藤 拓</p> <p>一 保 安 林 の 所 在 場 所 熊 本 県 球 磨 郡 湯 前 町 字 長 谷 場 宝 蛇 寺 五 七 〇 一 ( 次 の 図 に 示 す 部 分 に 限 る )</p> <p>二 指定の目的 水源の涵養</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 次の森林については、主伐は、択伐による。</p> <p>字長谷場宝蛇寺五七〇一(次の図に示す部分に限る)。</p> <p>2 その他の森林については、主伐に係る伐木種を定めない。</p> <p>3 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p>
---	--

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
及び樹種 次のとおりとする。  
(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、そ  
の図面及び関係書類を熊本県庁及び湯前町役場に  
備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 熊本県宇城市松橋町吉保  
字木倉字萩ノ尾三一二一の三、三一二二、三一  
二三、三二三〇の一から三二三〇の五まで、三  
一三〇の七

二 指定の目的 土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐は、抾伐によ  
る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐  
採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木  
は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の  
ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、そ  
の図面及び関係書類を熊本県庁及び宇城市役所に  
備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 愛媛県宇和島市三間町大  
内七五三から七六一まで、七六四、八二五の一  
二 指定の目的 土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐は、抾伐によ  
る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐  
採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木  
は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の  
ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、そ  
の図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に  
備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 愛媛県大洲市松尾五一  
の一、五五一、五五五の一、五七〇の一、五七  
二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
の指定をする。

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 熊本県宇城市松橋町吉保  
山字海ノ平二一六〇、字大嶋二一六八から二一  
七二まで、二三二七の四、二三三七の九  
二 指定の目的 土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐は、抾伐によ  
る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐  
採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木  
は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の  
ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、そ  
の図面及び関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に  
備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 愛媛県宇和島市三間町大  
内七五三から七六一まで、七六四、八二五の一  
二 指定の目的 土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐は、抾伐によ  
る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐  
採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木  
は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の  
ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、そ  
の図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に  
備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 愛媛県西予市城川町窪野  
四八五四、四八六三、五〇八四の三、五〇九二  
の一  
二 指定の目的 土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐は、抾伐によ  
る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐  
採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木  
は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の  
ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、そ  
の図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に  
備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 愛媛県大洲市松尾五一  
の一、五五一、五五五の一、五七〇の一、五七  
二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
の指定をする。

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣 江藤 拓

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐は、抾伐によ  
る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐  
採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木  
は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の  
ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、そ  
の図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に  
備え置いて縦覧に供する。)

(二) 立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐は、抾伐によ  
る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐  
採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木  
は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の  
ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、そ  
の図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に  
備え置いて縦覧に供する。)



一 施行者の名称 土地交通大臣

二 都市計画事業の種類及び名称 県南都市計画道路事業3・3・302号国道4号線及び県中都市

計画道路事業3・3・1号国道4号線

三 事業施行期間 自令和七年四月十六日至令和二十一年三月三十日

四 事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南、久来石及び笠石

使用的部分 なし

五 収用又は使用の手続が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

六 収用の手続が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

七 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

八 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

九 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

十 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

十一 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

十二 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

十三 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

十四 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

十五 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

十六 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

十七 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

十八 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

十九 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

二十 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

二十一 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

二十二 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

二十三 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

二十四 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

二十五 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

二十六 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

二十七 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

二十八 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

二十九 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

三十 収用の手續が保留される事業地 収用の部分 福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、本町、滝八幡及び北町

地内 福島県岩瀬郡鏡石町久来石南及び久来石地内

使用の部分 なし

○国土交通省告示第三百八十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月十六日

国土交通大臣 中野 洋昌

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりである。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1706	時刻歴応答解析法を用いて検証する「(仮称)千代田区一番町計画」の構造方法に応じて評価する方法	1—4耐風等級(構造躯体の倒壊等防護止)	三菱地所レジデンス株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	令和7年3月31日
	星野 浩明	東急不動産株式会社代表取締役	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号		
	東急株式会社代表取締役堀江 正博	東京都渋谷区南平台町5番6号			

○国土交通省告示第三百十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月十六日

国土交通大臣 中野 洋昌

○防衛省告示第八十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月十六日

防衛大臣 中谷 元昌

日 時 令和七年四月二十一日(予備、同月二十一日)(〇八〇〇から一七〇〇まで)

区域 五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア) 北緯三三度二〇分一一秒  
(イ) 北緯三三度四七分一一秒  
(ウ) 北緯三三度四五分五二秒  
(エ) 東経一二九度〇九分五二秒

実施艦 その他

自衛艦九隻 一射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月十六日

防衛大臣 中谷 元昌

日 時 令和七年四月二十一日から同月二十三日(予備、同月二十四日から同月二十六日)

区域 までの毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア) 北緯三七度〇〇分一一秒  
(イ) 東経三四四度五九分五〇秒  
(ウ) 北緯三七度二二分一一秒  
(エ) 東経一三五度三九分四九秒

北緯三七度〇〇分一一秒  
(ア) 北緯三七度二八分一一秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒  
(ア) 北緯三一度四八分二三秒  
(イ) 東経一三三度二九分五一秒  
(ウ) 北緯三一度四八分二三秒  
(エ) 東経一三三度二九分五一秒

北緯三一度四八分二三秒<br

実施艦  
その他

自衛艦九隻  
自衛艦九隻

一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存  
在しないこと、また、射撃海面に船舶  
等が存在しないことを確認しながら実  
施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚  
する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測  
地系の数値である。

○防衛省告示第九十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和7年4月16日

防衛大臣 中谷 元

日 時 令和7年4月22日及び同月23日

(予備、同月24日及び同月25日)

区域 二〇〇〇まで

（予備、同月21日及び同月24日から  
から同月26日）の毎日〇七〇〇から

津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇  
秒、東経一四二度五九分四七秒の地点を

中心とする半径十五海里の内の海面及  
びその上空で海面から高度一五、二四〇  
メートル以下までの間

実施艦 自衛艦九隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存  
在しないこと、また、射撃海面に船舶  
等が存在しないことを確認しながら実  
施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚  
する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測  
地系の数値である。

○防衛省告示第九十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和7年4月16日

防衛大臣 中谷 元

日 時 令和7年4月22日及び同月23日

(予備、同月21日及び同月24日から  
から同月26日)の毎日〇七〇〇から

津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九  
秒、東経二三九度〇四分四八秒の地点を

中心とする半径十海里の内の海面及び  
その上空で海面から高度一五、二四〇  
メートル以下までの間

実施艦 自衛艦九隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存  
在しないこと、また、射撃海面に船舶  
等が存在しないことを確認しながら実  
施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚  
する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測  
地系の数値である。

○防衛省告示第九十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和7年4月16日

防衛大臣 中谷 元

日 時 令和7年4月22日及び同月23日

(予備、同月21日及び同月24日から  
から同月26日)の毎日〇七〇〇から

野島崎南方の次(ア)から(キ)までの七地点  
を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点  
を結んだ線により囲まれる海面並びにそ  
の上空。ただし、(イ)と(ク)を結んだ線から  
南側は海面から高度一五、二四〇メート  
ル以下、(ウ)と(ケ)を結んだ線から北側で(イ)  
(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度  
四、五七二メートル以下、(イ)と(ケ)を結ん  
だ線から北側は海面から高度三、六五八  
メートル以下までの間

○防衛省告示第九十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和7年4月16日

防衛大臣 中谷 元

日 時 令和7年4月22日及び同月23日

(予備、同月21日及び同月24日から  
から同月26日)の毎日〇七〇〇から

野島崎南方の次(ア)から(キ)までの七地点  
を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点  
を結んだ線により囲まれる海面並びにそ  
の上空。ただし、(イ)と(ク)を結んだ線から  
南側は海面から高度一五、二四〇メート  
ル以下、(ウ)と(ケ)を結んだ線から北側で(イ)  
(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度  
四、五七二メートル以下、(イ)と(ケ)を結ん  
だ線から北側は海面から高度三、六五八  
メートル以下までの間

実施艦 自衛艦九隻  
自衛艦九隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存  
在しないこと、また、射撃海面に船舶  
等が存在しないことを確認しながら実  
施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚  
する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測  
地系の数値である。

○防衛省告示第九十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和7年4月16日

防衛大臣 中谷 元

日 時 令和7年4月22日及び同月23日

(予備、同月21日から同月26日)までの毎日〇六  
〇〇から二〇〇〇まで

区域 北緯三四度三五分二二秒

(ア) 北緯三四度三五分四八秒

(イ) 北緯三四度八分一八秒

(ウ) 北緯三四度八分三三秒

(エ) 北緯三四度一八分二三秒

(オ) 北緯三四度一分五九秒

(カ) 北緯三四度一分五九秒

(キ) 北緯三四度一分五九秒

(ク) 北緯三四度一分五九秒

(ケ) 北緯三四度一分五九秒

(オ) 北緯三四度一分五九秒

(カ) 北緯三四度一分五九秒

(キ) 北緯三四度一分五九秒

(ク) 北緯三四度一分五九秒

(ケ) 北緯三四度一分五九秒

(オ) 北緯三四度一分五九秒

(カ) 北緯三四度一分五九秒

(キ) 北緯三四度一分五九秒

(ク) 北緯三四度一分五九秒

(ケ) 北緯三四度一分五九秒

(オ) 北緯三四度一分五九秒

実施艦 自衛艦九隻

実施艦 自衛艦十隻  
自衛艦十隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存  
在しないこと、また、射撃海面に船舶  
等が存在しないことを確認しながら実  
施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚  
する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測  
地系の数値である。

○防衛省告示第九十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和7年4月16日

防衛大臣 中谷 元

日 時 令和7年4月22日及び同月23日

(予備、同月21日から同月26日)の〇六〇〇から  
一八〇〇までの間

区域 北緯二六度三三分一四秒

(ア) 北緯二六度二八度一九分五三秒

(イ) 北緯二七度〇六分一四秒

(ウ) 北緯二七度〇六分一四秒

(エ) 北緯二九度〇九分五二秒

(カ) 北緯二九度〇九分五二秒

(キ) 北緯二九度〇九分五二秒

(ク) 北緯二九度〇九分五二秒

(ケ) 北緯二九度〇九分五二秒

(オ) 北緯二九度〇九分五二秒

(カ) 北緯二九度〇九分五二秒

(キ) 北緯二九度〇九分五二秒

(ク) 北緯二九度〇九分五二秒

(ケ) 北緯二九度〇九分五二秒

(オ) 北緯二九度〇九分五二秒

(カ) 北緯二九度〇九分五二秒

(キ) 北緯二九度〇九分五二秒

(ク) 北緯二九度〇九分五二秒

(ケ) 北緯二九度〇九分五二秒

(オ) 北緯二九度〇九分五二秒

実施艦 自衛艦十隻

実施艦 自衛艦十隻  
自衛艦十隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存  
在しないこと、また、射撃海面に船舶  
等が存在しないことを確認しながら実  
施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚  
する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測  
地系の数値である。

○東北地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和7年4月16日

防衛大臣 中谷 元

日 時 令和7年4月16日

区域 道路の区域

(一) 一般国道

(ア) 東北自動車道

(イ) 東北自動車道

(ウ) 東北自動車道

(エ) 東北自動車道

(カ) 東北自動車道

(キ) 東北自動車道

(ク) 東北自動車道

(ケ) 東北自動車道

(オ) 東北自動車道

(カ) 東北自動車道

(キ) 東北自動車道

(ク) 東北自動車道

(ケ) 東北自動車道

(オ) 東北自動車道

(カ) 東北自動車道

(キ) 東北自動車道

(ク) 東北自動車道

(ケ) 東北自動車道

(オ) 東北自動車道

実施艦 自衛艦十隻

実施艦 自衛艦十隻  
自衛艦十隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存  
在しないこと、また、射撃海面に船舶  
等が存在しないことを確認しながら実  
施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚  
する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測  
地系の数値である。

○東北地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和7年4月16日

防衛大臣 中谷 元

日 時 令和7年4月16日

区域 道路の区域

(一) 一般国道

(ア) 東北自動車道

(イ) 東北自動車道

(ウ) 東北自動車道

(エ) 東北自動車道

(カ) 東北自動車道

(キ) 東北自動車道

(ク) 東北自動車道

(ケ) 東北自動車道

(オ) 東北自動車道

(カ) 東北自動車道

(キ) 東北自動車道

(ク) 東北自動車道

(ケ) 東北自動車道

(オ) 東北自動車道

(カ) 東北自動車道

(キ) 東北自動車道

(ク) 東北自動車道

(ケ) 東北自動車道

(オ) 東北自動車道

実施艦 自衛艦十隻

実施艦 自衛艦十隻  
自衛艦十隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存  
在しないこと、また、射撃海面に船舶  
等が存在しないことを確認しながら実  
施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚  
する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測  
地系の数値である。

○東北地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和7年4月16日

防衛大臣 中谷 元

日 時 令和7年4月16日

区域 道路の区域

(一) 一般国道

(ア) 東北自動車道

(イ) 東北自動車道

(ウ) 東北自動車道

(エ) 東北自動車道

(カ) 東北自動車道

(キ) 東北自動車道

(ク) 東北自動車道

(ケ) 東北自動車道

(オ) 東北自動車道

(カ) 東北自動車道

(キ) 東北自動車道

(ク) 東北自動車道

(ケ) 東北自動車道

(オ) 東北自動車道

(カ) 東北自動車道

(キ) 東北自動車道

(ク) 東北自動車道

(ケ) 東北自動車道

(オ) 東北自動車道

実施艦 自衛艦十隻

実施艦 自衛艦十隻  
自衛艦十隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存  
在しないこと、また、射撃海面に船舶  
等が存在しないことを確認しながら実  
施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚  
する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測  
地系の数値である。

○東北地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和7年4月16日

防衛大臣 中谷 元

日 時 令和7年4月16日

区域 道路の区域

(一) 一般国道

(ア) 東北自動車道

(イ) 東北自動車道

(ウ) 東北自動車道

(エ) 東北自動車道

(カ) 東北自動車道

(キ) 東北自動車道

(ク) 東北自動車道

(ケ) 東北自動車道

(オ) 東北自動車道

(カ) 東北自動車道

(キ) 東北自動車道



人事異動

内閣

(入国者収容所東日本入国管理センター所長) 法務事務官 津留 信弘  
入国審査官(仙台出入国在留管理局長)に昇任させる

(大阪出入国在留管理局長) 入  
國審査官 西山 良  
東京出入国在留管理局局長に配置換する

(外国人技能実習機構理事) 近江 愛子  
入国審査官(名古屋出入国在留管理局長)に採用する

(出入国在留管理局政策課長)  
法務事務官 本針 和幸  
入国審査官(大阪出入国在留管理局長)に昇任させる

(名古屋出入国在留管理局次長)  
廣島出入国在留管理局長に昇任させる 小山 裕美  
(大阪出入国在留管理局神戸支 局長) 同 木村 広希  
高松出入国在留管理局長に昇任させる

(東京出入国在留管理局警備監 理官) 入国警備官(警備監) 西平 真三  
法務事務官(入国者収容所東日本入国管理センター所長)に昇任させる

(東京出入国在留管理局次長)  
入国審査官 川畑 豊隆  
東京出入国在留管理局羽田空港支局長に転任せせる

(大阪出入国在留管理局次長)  
同 岡部昌一郎  
大阪出入国在留管理局関西空港支局長に転任せせる

(出入国在留管理局総務課出入務官) 国在留監査指導室長 法務事務官 山澤 義周  
入国審査官(大阪出入国在留管理局神戸支局長)に転任せせる

(福岡出入国在留管理局福岡空港出張所監理官) 入国審査官 宮城 元作  
福岡出入国在留管理局那覇支局長に昇任させる  
(以上四月一日)

(公安部調査庁総務部公文書監理官)	菊地 真二
安調査室総務部公文書監理官)	安調査室総務部公文書監理官)
(公安部調査庁総務部人事課上席)	鈴木 正直
公安部調査専門職公安調査庁総務部人事課首席監察官)	寺田 環
(公安部調査室総務部長に昇任させる)	長 同
(公安部調査室総務部次長に昇任させる)	神保 玲子
(公安部調査室第一課長に昇任させる)	大岡 圭
(公安部調査室第二課長に昇任させる)	今井 正
(公安部調査室第三課長に昇任させる)	未廣 勇人
(公安部調査室第四課長に昇任させる)	宍倉 崇夫
(公安部調査室第五課長に昇任させる)	赤木 俊則
(公安部調査室第六課長に昇任させる)	小林 賢悦
(公安部調査室第七課長に昇任させる)	紺野 哲一
(公安部調査室第八課長に昇任させる)	竹原 正直
(公安部調査室第九課長に昇任させる)	井上 雅登
(公安部調査室第十課長に昇任させる)	大町 晃
東北公安部調査局総務部次長に昇任させる	村瀬 康祐
(公安部調査局調査第一部首)	同 同
(公安部調査局調査第二部首)	同 同
(公安部調査局調査第三部首)	同 同
(公安部調査局調査第四部首)	同 同
(公安部調査局調査第五部首)	同 同
(公安部調査局調査第六部首)	同 同
(公安部調査局調査第七部首)	同 同
(公安部調査局調査第八部首)	同 同
(公安部調査局調査第九部首)	同 同
(公安部調査局調査第十部首)	同 同
近畿公安部調査局長に配置換する	正義
(中部公安部調査局長) 同	竹原
(中部公安部調査局長) 同	紺野
(中部公安部調査局長) 同	井上
(中部公安部調査局長) 同	雅登
中国公安部調査局長に昇任させる	晃

正六位に叙する(各通)	大泉 武文	小笠 原文子	竹田 功	正五位に叙する	大泉 武文	小笠 原文子	竹田 功	正七位に叙する(各通)	藤村 清雅	堀江 喜一	茂呂長次郎	正六位に叙する(各通)	須見 文一	大堀 正雄	上田 正修	正六位に叙する(各通)	土屋 裕夫	川村 義薰	小野 三朗	○叙位
正六位に叙する(各通)	片桐 武利	竹田 功	民部 美治	正五位に叙する	西村 明雄	小原 駿司	菊池 定	正四位に叙する	西村 明雄	小原 駿司	菊池 定	正七位に叙する(各通)	今富 豊紀	橋本 悟	吉田 義昭	正七位に叙する(各通)	今富 豊紀	橋本 悟	吉田 義昭	正七位に叙する(各通)
正六位に叙する(各通)	岩永 寛	小原 駿司	菊池 定	瑞宝 双光章を授ける(各通)	瑞宝 双光章を授ける(各通)	瑞宝 双光章を授ける(各通)	瑞宝 双光章を授ける(各通)	瑞宝 双光章を授ける(各通)	瑞宝 双光章を授ける(各通)	瑞宝 双光章を授ける(各通)	瑞宝 双光章を授ける(各通)	瑞宝 双光章を授ける(各通)	瑞宝 双光章を授ける(各通)	瑞宝 双光章を授ける(各通)	瑞宝 双光章を授ける(各通)	瑞宝 双光章を授ける(各通)	瑞宝 双光章を授ける(各通)	瑞宝 双光章を授ける(各通)	瑞宝 双光章を授ける(各通)	
正六位に叙する(各通)	西村 明雄	小原 駿司	菊池 定	瑞宝 単光章を授ける(以上三月十一日)	瑞宝 双光章を授ける(各通)															
正六位に叙する(各通)	西村 明雄	小原 駿司	菊池 定	瑞宝 单光章を授ける(以上三月十一日)	瑞宝 双光章を授ける(各通)															

正五位に叙する	橋本 孝明	浅野 栄二	井坂 隆	田上 五二郎	小倉 嘉介	正五位に叙する	江波 義照	笠井 順彦	西里 平	西野 文昭	瑞宝 小綬章を授ける	正六位に叙する(各通)	山本 敏広	高崎 四郎	佐藤 義平	高橋 民雄	永田 正幸	瑞宝 双光章を授ける(各通)	山本 文男	笠井 順彦
正六位に叙する(各通)	中島 実	小嶋 徹	渡部 崇	伊崎 昇	笠井 順彦	正六位に叙する(各通)	杉本 敏広	高崎 四郎	佐藤 義平	西野 文昭	瑞宝 小綬章を授ける	正七位に叙する(各通)	柳井 雅宣	若尾 圭三郎	田中 信兒	高橋 民雄	永田 正幸	瑞宝 双光章を授ける(各通)	山本 文男	笠井 順彦
正六位に叙する(各通)	中島 実	小嶋 徹	渡部 崇	伊崎 昇	笠井 順彦	正七位に叙する(各通)	杉本 敏広	高崎 四郎	佐藤 義平	西野 文昭	瑞宝 小綬章を授ける	正七位に叙する(各通)	荒井 浩	勝	岸 信行	高橋 民雄	永田 正幸	瑞宝 双光章を授ける(各通)	山本 文男	笠井 順彦
正六位に叙する(各通)	中島 実	小嶋 徹	渡部 崇	伊崎 昇	笠井 順彦	正七位に叙する(各通)	杉本 敏広	高崎 四郎	佐藤 義平	西野 文昭	瑞宝 小綬章を授ける	正七位に叙する(各通)	岸 信行	郡司 勝	田中 信兒	高橋 民雄	永田 正幸	瑞宝 双光章を授ける(各通)	山本 文男	笠井 順彦
正六位に叙する(各通)	中島 実	小嶋 徹	渡部 崇	伊崎 昇	笠井 順彦	正七位に叙する(各通)	杉本 敏広	高崎 四郎	佐藤 義平	西野 文昭	瑞宝 小綬章を授ける	正七位に叙する(各通)	岸 信行	郡司 勝	田中 信兒	高橋 民雄	永田 正幸	瑞宝 双光章を授ける(各通)	山本 文男	笠井 順彦

## 諸事項

## 工場財団

大阪府大阪市住之江区安立四丁目13番18号五洋紙工株式会社の工場財団に三重県伊賀市佐那具町字金神塚1773番地の3五洋紙工株式会社伊賀上野工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出で下さい。

令和7年4月16日 津地方法務局伊賀支局  
相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

## 令和7年(家)第5261号

北海道苦小牧市永福町2丁目4番7号

申立人 佐藤 恵

本籍北海道苦小牧市東開町5丁目540番地5、最後の住所北海道苦小牧市東開町5丁目3番9号、死亡の場所北海道苦小牧市、死亡年月日令和7年1月30日、出生の場所北海道苦小牧市、出生年月日昭和35年6月29日、職業会社員

被相続人 川上 俊彦

事務所北海道苦小牧市表町1丁目1番13号苦小牧経済センタービル4階高田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高田 耕平

催告期間満了日 令和7年10月27日

札幌家庭裁判所苦小牧支部

## 令和7年(家)第254号

札幌市中央区北6条西24丁目2-12-408

申立人 三好 敏博

本籍北海道函館市御崎町30番地、最後の住所函館市恵山町628番地、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日平成31年3月30日、出生の場所北海道亀田郡尻岸内村、出生年月日昭和4年12月13日、職業無職

被相続人 亡 三好 夕エ

函館市本通2丁目31番6号 カネショウマンション2階

相続財産清算人 吉田 昌洋

催告期間満了日 令和7年10月31日

函館家庭裁判所

## 令和7年(家)第53号

北海道斜里郡斜里町本町12番地

申立人 斜里町長 山内 浩彰

本籍北海道斜里郡斜里町本町13番地4、最後の住所北海道斜里郡斜里町本町13番地4、死亡の場所北海道斜里郡斜里町、死亡年月日令和2年8月3日、出生の場所北海道斜里郡斜里町、出生年月日昭和41年10月29日、職業不明

被相続人 亡 高橋 亮雄

北海道網走市南6条西2丁目4-1 フロムワンビル1階

相続財産清算人 弁護士 川瀬 敏朗

催告期間満了日 令和7年10月27日

釧路家庭裁判所網走支部

## 令和7年(家)第54号

北海道斜里郡斜里町本町12番地

申立人 斜里町長 山内 浩彰

本籍北海道斜里郡斜里町青葉町58番地6、最後の住所北海道斜里郡斜里町青葉町58番地6、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日平成5年6月20日、出生の場所北海道天塩郡豊富町、出生年月日昭和16年7月13日、職業不明

被相続人 亡 小栗 秀雄

北海道網走市南6条西2丁目4-1 フロムワンビル1階

相続財産清算人 弁護士 川瀬 敏朗

催告期間満了日 令和7年10月27日

釧路家庭裁判所網走支部

## 令和7年(家)第2005号

群馬県太田市浜町2番35号  
申立人 群馬県太田市長  
本籍群馬県太田市泉町1301番地10、最後の住所群馬県太田市泉町1301番地10、死亡の場所群馬県太田市、死亡年月日令和4年2月6日、出生の場所群馬県新田郡尾島町、出生年月日昭和21年6月28日、職業不明  
被相続人 亡 福田 勤  
群馬県高崎市緑町1-2-2 YKビル1階  
弁護士法人山本総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 高野 鉄平  
催告期間満了日 令和7年10月27日  
前橋家庭裁判所太田支部

## 令和7年(家)第80024号

千葉市中央区祐光2丁目11番12号SKマンション1階管理室  
申立人 SKマンション管理組合法人  
本籍山梨県甲府市山宮町1289番地5、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区本太2丁目28番4号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日平成23年7月30日、出生の場所山形県西村山郡本郷村、出生年月日昭和22年8月19日、職業不明  
被相続人 亡 寺田 悅子  
事務所埼玉県さいたま市南区南浦和2-39-18第六大雄ビル4階B号室 ゆりのき法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 庄田 優  
催告期間満了日 令和7年11月12日  
さいたま家庭裁判所

## 令和7年(家)第30034号

北海道函館市若松町2番5号  
申立人 株式会社ジャックス  
本籍千葉県千葉市花見川区長作台2丁目19番、最後の住所千葉市花見川区長作台2丁目19番15号、死亡の場所千葉県千葉市花見川区、死亡年月日令和5年3月29日、出生の場所千葉県船橋市、出生年月日昭和50年6月25日、職業不明  
被相続人 亡 石川 一  
事務所千葉市中央区新町18番地12 第8東ビル4階 ソレイユ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 大月 功亮  
催告期間満了日 令和7年11月25日  
千葉家庭裁判所

## 令和7年(家)第30051号

東京都中央区銀座5丁目15番1号 南海東京ビルディング8階 江川西川綜合法律事務所  
申立人 西川 洋司  
本籍群馬県高崎市並木町135番地、最後の住所千葉県八千代市小池393番地 小池更生園、死亡の場所千葉県白井市、死亡年月日令和7年1月2日、出生の場所群馬県高崎市、出生年月日昭和27年8月18日、職業無職  
被相続人 亡 吉田 聰  
事務所東京都中央区銀座5丁目15番1号 南海東京ビルディング8階 江川西川綜合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 西川 洋司  
催告期間満了日 令和7年11月25日  
千葉家庭裁判所

## 令和7年(家)第30054号

千葉県船橋市葉円台4丁目1番25号  
申立人 土井 義昭  
本籍東京都墨田区亀沢1丁目2番地6、最後の住所千葉県市原市国分寺台中央3丁目12番地16ユメハウスⅡ104、死亡の場所千葉県市原市、死亡年月日令和7年1月15日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和29年7月27日、職業無職  
被相続人 亡 谷 江里世  
事務所千葉市中央区中央4-8-8日進ビル4階千葉マリン法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山元 鉄平  
催告期間満了日 令和7年11月25日  
千葉家庭裁判所

## 令和6年(家)第30398号

東京都港区高輪3丁目6番25号  
申立人 藤沼 光  
本籍東京都港区高輪3丁目3番、最後の住所千葉県松戸市中和倉132番地の1、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日令和元年11月8日頃、出生の場所東京都港区、出生年月日昭和31年5月22日、職業無職  
被相続人 亡 藤沼 峰義  
事務所千葉県松戸市根本2-12 ミヤザワビル6階 東京中川法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中川裕一郎  
催告期間満了日 令和7年11月26日  
千葉家庭裁判所松戸支部

## 令和6年(家)第30408号

東京都中野区本町2丁目46番1号  
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社  
本籍千葉県我孫子市東我孫子2丁目17番、最後の住所千葉県我孫子市東我孫子2丁目17番50-211号リーベスト天王台、死亡の場所千葉県我孫子市、死亡年月日令和5年2月17日、出生の場所徳島県徳島市、出生年月日昭和16年2月15日、職業不明  
被相続人 亡 土屋 美  
事務所千葉県松戸市松戸1847日暮ビル402ななつぼし法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 鎌木 崇史  
催告期間満了日 令和7年11月25日  
千葉家庭裁判所松戸支部

## 令和7年(家)第30060号

千葉市稻毛区稻毛東3丁目17番5号  
申立人 ちばぎん保証株式会社  
本籍千葉県我孫子市中峰3843番地8、最後の住所千葉県我孫子市中峰3073番地の15、死亡の場所千葉県我孫子市、死亡年月日令和5年9月15日、出生の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和39年6月29日、職業不明  
被相続人 亡 五嶋 幸雄  
事務所千葉県柏市中央町2-1 柏センタービル4階 神谷法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 羽角 和之  
催告期間満了日 令和7年11月25日  
千葉家庭裁判所松戸支部

## 令和7年(家)第30029号

千葉県浦安市富士見5丁目10番1号  
申立人 学校法人川見学園  
本籍東京都千代田区一番町8番地1、最後の住所千葉県浦安市富士見5丁目9番3-208号 舞浜ルームS、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日令和6年8月11日、出生の場所東京市板橋区、出生年月日昭和14年6月20日、職業学校法人理事長  
被相続人 亡 鈴木 敏子  
事務所千葉県船橋市前原西2丁目13番13号大塚ビル5階 牧野法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 平澤 梨奈  
催告期間満了日 令和7年11月24日  
千葉家庭裁判所市川出張所

## 令和7年(家)第5016号

福井県坂井市坂井町下新庄1-1  
申立人 坂井市長 池田 穎孝  
本籍福井県坂井市三国町横越第7号19番地、最後の住所福井県坂井市三国町横越第7号19番地、死亡の場所福井県坂井市、死亡年月日推定令和6年6月1日から10日までの間、出生の場所福井県福井市、出生年月日昭和37年11月12日、職業農家  
被相続人 亡 矢原 明法  
福井県坂井市春江町江留上錦60番地1 春江法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 今井 康人  
催告期間満了日 令和7年10月27日  
福井家庭裁判所

## 令和7年(家)第30025号

静岡県静岡市清水区辻1丁目2番1号 えじりあ203号 中央法律事務所  
申立人 弁護士 大瀧 友輔  
本籍静岡県富士市今泉6丁目1621番地、最後の住所静岡県富士市広見東本町48番1号市営住宅吉原団地9-105号、死亡の場所静岡県静岡市葵区、死亡年月日令和6年9月5日、出生の場所静岡県吉原市、出生年月日昭和35年12月25日、職業無職  
被相続人 亡 志村きよ江  
静岡県静岡市清水区辻1丁目2番1号 えじりあ203号 中央法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 大瀧 友輔  
催告期間満了日 令和7年11月18日  
静岡家庭裁判所

## 令和7年(家)第20011号

浜松市中央区新橋町1243-1  
申立人 岩崎 智子  
本籍静岡県浜松市中央区上浅田1丁目413番地、最後の住所浜松市中央区新橋町856番地、死亡の場所静岡県浜松市中央区、死亡年月日令和6年4月21日、出生の場所静岡県浜松市、出生年月日昭和17年1月22日、職業無職  
被相続人 亡 城取 三範  
浜松市中央区鷹江3丁目7番12号弁護士法人原総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 原 拓也  
催告期間満了日 令和7年11月20日  
静岡家庭裁判所浜松支部

**令和7年(家)第30043号**  
岡山市北区磨屋町9番18の401号  
申立人 岡山県農業信用基金協会  
本籍岡山県倉敷市玉島乙島1086番地2、最後の住所岡山市南区泉田444番地29、死亡の場所岡山市南区、死亡年月日令和5年9月11日ころから20日ころまでの間、出生の場所岡山県倉敷市、出生年月日昭和55年8月5日、職業不明  
被相続人 亡 猪木 陽平  
事務所岡山市北区南方1丁目4番11号八番町ビルディング102  
相続財産清算人 弁護士 安田 祐介  
催告期間満了日 令和7年11月3日  
岡山家庭裁判所

**令和6年(家)第5146号**  
岡山市北区奥田本町12番13号  
申立人 株式会社クレオ建設  
本籍岡山県倉敷市中庄2307番地102、最後の住所岡山市倉敷市中庄団地27番1—802号市営中庄団地、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日推定令和4年8月4日、出生の場所大分県佐伯市、出生年月日昭和26年1月17日、職業不詳  
被相続人 亡 新名 正  
岡山市北区富田町2丁目8番2号岡山ふくろう法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 水落 卓司  
催告期間満了日 令和7年10月26日  
岡山家庭裁判所倉敷支部

**令和7年(家)第5031号**  
岡山市北区春日町5番6号  
申立人 弁護士法人岡山パブリック法律事務所  
本籍香川県さぬき市寒川町石田西597番地、最後の住所岡山県倉敷市幸町9番45—405号アルファステイツ幸町、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日令和4年12月27日、出生の場所中華民国天津市、出生年月日昭和16年1月17日、職業無職  
被相続人 亡 原田 陽子  
岡山市北区春日町5番6号  
相続財産清算人 弁護士法人岡山パブリック法律事務所  
催告期間満了日 令和7年10月27日  
岡山家庭裁判所倉敷支部

## 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

### 令和7年(ヘ)第2号

千葉市若葉区西都賀1丁目11番4号  
申立人 株式会社アロハプロパティ  
代表者代表取締役 加瀬 光紀  
権利の届出の終期 令和7年7月17日  
令和7年3月17日 館山簡易裁判所  
(別紙) 目録

(1)土地 鴨川市前原字山王町118番  
宅地 185.12平方メートル  
(2)登記年月日番号 千葉地方法務局館山支局昭和15年4月22日受付第899号  
(3)登記した権利の内容  
登記の目的 貸借権設定  
原因 昭和15年4月22日設定  
借賃 1月1円40銭  
支払期 每月25日  
存続期間 10年  
特約 住居上必要な範囲に属する建設物溝渠等の設備、移転、転貸ができる  
賃借権者 安房郡鴨川町横渚876番地  
熊澤榜太郎

## 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

### 令和6年(家)第3080号

横浜市磯子区洋光台2-3-4-204  
申立人 石井 明美  
本籍神奈川県横浜市金沢区平潟町14番地、最後の住所横浜市港南区港南台2丁目1番16-1414号  
不在者 石井 実  
昭和23年5月12日生  
届出期間満了日 令和7年8月4日  
横浜家庭裁判所

### 令和6年(家)第5507号

新潟市東区もえぎ野3丁目9番26号  
申立人 石井 郁子

本籍新潟県新潟市東区もえぎ野3丁目9番、最後の住所東京都品川区戸越5丁目11番6号  
ペアフラツツ3A  
不在者 石井 曜  
昭和25年2月6日生

届出期間満了日 令和7年7月31日  
新潟家庭裁判所

### 令和6年(家)第4154号

大阪府堺市東区菩提町4丁167番地45

申立人 宇都宮豊子  
本籍和歌山県和歌山市北出島1丁目53番地、最後の住所大阪府大阪市西成区西今船町5  
不在者 宇都宮 敦  
大正11年6月30日生  
届出期間満了日 令和7年7月24日

大阪家庭裁判所

### 令和6年(家)第243号

香川県三豊市豊中町本山田348-13

申立人 宮本 博  
本籍徳島県三好市池田町漆川古宮76番地、最後の住所徳島県三好市池田町漆川古宮76番地  
不在者 宮本 清美  
昭和11年10月25日生  
届出期間満了日 令和7年7月31日

徳島家庭裁判所池田出張所

## 失踪宣告

### 令和6年(家)第632号

本籍福岡県福岡市博多区大字住吉862番地、最後の住所福岡県福岡市中央区新柳町3丁目2番地

不在者 志和 雄司  
昭和28年12月28日生

令和7年3月22日失踪宣告審判確定

福岡家庭裁判所裁判所書記官

### 令和6年(家)第67号

本籍大阪府四條畷市岡山4丁目6番、最後の住所福岡県飯塚市西徳前12番25号

不在者 高口 洋子  
昭和35年11月4日生

令和7年3月22日失踪宣告審判確定

福岡家庭裁判所飯塚支部裁判所書記官

### 令和6年(家)第7号

本籍長崎県大村市木場2丁目663番地、最後の住所長崎県大村市木場2丁目673番地5

不在者 木村みゆき  
昭和43年8月20日生

令和7年3月22日失踪宣告審判確定

長崎家庭裁判所大村支部裁判所書記官

### 令和6年(家)第25号

本籍大分県日田市龜山町122番地4、最後の住所埼玉県川口市以下不詳  
不在者 山口 總生

昭和23年12月20日生  
令和7年3月22日失踪宣告審判確定  
大分家庭裁判所日田支部裁判所書記官

### 令和6年(家)第111号

本籍鹿児島県鹿児島市樋之口町12番地1、最後の住所鹿児島県鹿児島市鴨池904番地  
不在者 橋口 澄江

昭和13年2月19日生  
令和7年3月22日失踪宣告審判確定  
鹿児島家庭裁判所裁判所書記官

### 令和6年(家)第112号

本籍鹿児島県鹿児島市樋之口町12番地1、最後の住所鹿児島県鹿児島市鴨池904番地  
不在者 橋口 幸惠

昭和26年10月5日生  
令和7年3月22日失踪宣告審判確定  
鹿児島家庭裁判所裁判所書記官

## 失踪宣告取消

### 令和6年(家)第4243号

本籍千葉県市川市東菅野4丁目929番地、住所大阪市西成区天下茶屋北2丁目7番5号じきょう  
申立人(失踪者) 菅野 保

昭和26年7月26日生  
令和7年3月25日失踪宣告取消審判確定  
大阪家庭裁判所裁判所書記官

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

### 令和7年(フ)第2093号

東京都板橋区大山金井町12番11号  
債務者 東京ラッキー自動車株式会社  
代表者代表取締役 安井 勝

1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 土淵 和貴

4 破産債権の届出期間 令和7年5月2日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

<p><b>令和7年(フ)第47号</b>  長野県岡谷市長地権現町4丁目3番37号  債務者 株式会社ヘルスケアセンター・メディカルタウン  代表者代表取締役 高見 康昭  1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 高橋 聖明  4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時30分  長野地方裁判所民事部破産係  <b>令和7年(フ)第48号</b>  長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3390番地113  債務者 株式会社軽井沢IT経営センター  代表者代表取締役 高見 康昭  1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 高橋 聖明  4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前11時  長野地方裁判所民事部破産係  <b>令和7年(フ)第38号</b>  茨城県稲敷市本新408番地  債務者 株式会社シバエース  代表者代表取締役 柴山 初江  1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 三輪 和夫  4 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時45分  水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係  <b>令和6年(フ)第3565号</b>  東京都新宿区新宿1丁目36番5号  債務者 株式会社山福  代表者代表取締役 一村 勇次  1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 塚本亜里沙</p>	<p>4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午後2時  東京地方裁判所民事第20部  <b>令和6年(フ)第3566号</b>  東京都新宿区新宿1丁目36-5-902  債務者 一村 勇次  1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 塚本亜里沙  4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午後2時  東京地方裁判所民事第20部  <b>令和7年(フ)第40号</b>  神奈川県藤沢市南藤沢20番15号第一興産18号館6F  債務者 有限会社スロースタイル  代表者代表取締役 吉田 俊郎  1 決定年月日時 令和7年4月1日午後4時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 生田 秀  4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前11時  横浜地方裁判所横須賀支部  <b>令和6年(フ)第8514号</b>  東京都練馬区富士見台4丁目10-8  債務者 佐藤 嘉男  1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 北村 聰子  4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後4時  東京地方裁判所民事第20部  <b>令和7年(フ)第448号</b>  東京都武蔵野市吉祥寺南町2丁目8番6号  債務者 株式会社エスピリ  代表者代表取締役 野澤 幸男</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 和田慎一郎  4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後1時15分  東京地方裁判所立川支部民事第4部  <b>令和7年(フ)第449号</b>  東京都武蔵野市吉祥寺南町2丁目8番6号  債務者 アクシユ株式会社  代表者代表取締役 野澤 幸男  1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 和田慎一郎  4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11時20分  宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係  <b>令和7年(フ)第194号</b>  栃木県那須塩原市三区町651番地9  債務者 株式会社ガレージコンプリート  代表者代表取締役 八木澤 航  1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 佐山 大輔  4 破産債権の届出期間 令和7年5月20日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11時20分  宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係  <b>令和7年(フ)第195号</b>  栃木県那須塩原市三区町651番地9  債務者 株式会社フォレストプラン  代表者代表取締役 八木澤 航  1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 佐山 大輔  4 破産債権の届出期間 令和7年5月20日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11時20分  宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係  <b>令和7年(フ)第44号</b>  兵庫県明石市大久保駅前1丁目7番地の12  リアルティ大久保駅前202号  債務者 株式会社い川  代表者代表取締役 井川 清隆  1 決定年月日時 令和7年4月7日午後4時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 増田 尚  4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前10時  横浜地方裁判所横須賀支部  <b>令和6年(フ)第290号</b>  神奈川県逗子市小坪6丁目7番18号  債務者 医療法人青龍会  代表者清算人 原 亮介  1 決定年月日時 令和7年3月31日午後4時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 増田 尚  4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11時20分  宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係  <b>令和7年(フ)第44号</b>  兵庫県明石市大久保駅前1丁目7番地の12  リアルティ大久保駅前202号  債務者 株式会社い川  代表者代表取締役 井川 清隆  1 決定年月日時 令和7年4月7日午後4時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 小森 祐輔  4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後1時20分  神戸地方裁判所明石支部破産係  <b>令和7年(フ)第206号</b>  北九州市小倉北区堅町2丁目6-11  債務者 株式会社ダイケン  代表者代表取締役 澤田 秀美  1 決定年月日時 令和7年4月7日午前11時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 足田 展大  4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時  福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>
---	--	---

<b>令和7年(フ)第1292号</b>	大阪市住吉区我孫子東3丁目10番6—205号 債務者 株式会社Combination 代表者代表取締役 横井 好明 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森崎 勇季 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後1時50分 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第194号</b>	神戸市兵庫区水木通3丁目1番3号 債務者 株式会社AKコーポレーション 代表者代表清算人 大辻 明俊 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三好 貴将 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1時30分 神戸地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第127号</b>	鹿児島市吉野町10775番地3 債務者 株式会社大智建設工業 代表者代表取締役 栄徳 大輔 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小山 献 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時30分 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
<b>令和7年(フ)第39号</b>	北海道北見市光西町208番地 債務者 株式会社ときわスポーツ 代表者代表取締役 陶山 正孝 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浦澤 佳弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前11時30分 釧路地方裁判所北見支部破産係
<b>令和7年(フ)第1555号</b>	大阪府東大阪市足代3丁目7番1号 債務者 八寶食品株式会社 代表者代表取締役 坂口 晴介

<b>令和7年(フ)第1292号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濱 和哲 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後2時30分 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第172号</b>	埼玉県坂戸市日の出町5番24—510号レバーナリヴァーレ坂戸リツ 債務者 合同会社カブラナ 代表者代表社員 金子 剛也 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市川 拓郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後1時50分 さいたま地方裁判所川越支部
<b>令和7年(フ)第246号</b>	京都市右京区西院西矢掛町18番地 債務者 株式会社パートナー 代表者代表取締役 藤岡 稔 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西谷 拓哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後1時15分 京都地方裁判所第5民事部破産係
<b>令和7年(フ)第247号</b>	京都府久世郡久御山町田井新荒見141—4 債務者 株式会社coollect 代表者代表取締役 藤岡 稔 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西谷 拓哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後1時15分 京都地方裁判所第5民事部破産係
<b>令和7年(フ)第612号</b>	北海道千歳市上長都1160番地の21 債務者 トライフード株式会社 代表者代表取締役 伊東 祐司 1 決定年月日時 令和7年4月7日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柴崎 泰斗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前11時 札幌地方裁判所民事第4部

<b>令和7年(フ)第23号</b>	広島県尾道市因島中庄町3391番地の1 債務者 有限会社おおはら 代表者代表取締役 橋原 勝文 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 熊谷 克史 4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後3時 広島地方裁判所尾道支部
<b>令和7年(フ)第46号</b>	青森県弘前市大字紺屋町172番地3 債務者 株式会社森のハウス 代表者代表取締役 富岡 直樹 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横山 航平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午後1時30分 青森地方裁判所弘前支部
<b>令和7年(フ)第47号</b>	青森県弘前市大字和徳町6番地9 債務者 株式会社肥後産業 代表者代表取締役 富岡 直樹 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横山 航平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午後1時45分 青森地方裁判所弘前支部
<b>令和7年(フ)第1146号</b>	大阪市浪速区元町2—11—14MAビル3階 債務者 株式会社アヴェイル 代表者代表取締役 野村 典嗣 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋高 悠一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午後2時 大阪地方裁判所第6民事部
	<b>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b>
	次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

<b>令和7年(フ)第147号</b>	神奈川県愛甲郡愛川町半原1963番地の2、前住所神奈川県厚木市金田284番地6 債務者 郷間 俊輔
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 市川 拓郎	3 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
3 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後1時30分	4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後1時50分
4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで	5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
5 横浜地方裁判所小田原支部民事部	さいたま地方裁判所川越支部
<b>令和7年(フ)第164号</b>	
神奈川県平塚市四之宮1丁目4番21-804号	LM平塚総合公園第2
債務者 斎藤 孝治	
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 山崎 夏彦	3 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで
3 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時30分	4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前10時30分
4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで	5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
5 横浜地方裁判所小田原支部民事部	札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第142号</b>	
埼玉県所沢市小手指元町3丁目5番地の10	エクセレンス小桜102
債務者 島崎 雅文	
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 石井 庸久	3 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
3 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後1時20分	4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日まで
4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで	5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後1時20分	6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
6 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで	東京地方裁判所立川支部民事第4部
さいたま地方裁判所川越支部	
<b>令和7年(フ)第173号</b>	
埼玉県坂戸市本町7番6号 グランシャトレ坂戸サンシェール501号室、前住所埼玉県坂戸市日の出町5番24-510号 レーベンリヴァーレ坂戸リツ	債務者 金子 剛也

<b>令和7年(フ)第434号</b>	東京都日野市南平5丁目7番地の2 債務者 野口 健司
1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 岩島のり子	3 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
3 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後1時50分	4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前11時15分
4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで	5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部	東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第407号</b>	
札幌市中央区南18条西17丁目1番1-506号 債務者 江畑 康勝	
1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 竹間 寛	3 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで
3 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前10時30分	4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日まで
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで	5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和6年(フ)第2209号</b>	
東京都青梅市新町7丁目9番地の44 債務者 大園 達也	
1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 賀田 健二郎	3 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
3 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午前11時	4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午前11時
4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで	5 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部	東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和6年(フ)第564号</b>	
横浜市都筑区北山田6丁目6番23号 債務者 木村 元気	
1 決定年月日時 令和7年4月4日午後4時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 稲村 育雄	3 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで
3 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月19日午前10時50分	4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月19日午前10時50分
4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで	5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
横浜地方裁判所第3民事部	横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第484号</b>	
東京都青梅市未広町1丁目1番地の93 債務者 芳賀 久	
1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 吉田 衣里	3 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
3 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月11日午前10時45分	4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月11日午前10時45分
4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで	5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部	東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第466号</b>	
東京都武蔵村山市本町1丁目38番地の1メゾンひまわり201号 債務者 高橋 徳幸	
1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 清水 淳子	3 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
3 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月16日午前11時30分	4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月16日午前11時30分
4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで	5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
千葉地方裁判所佐倉支部	千葉地方裁判所佐倉支部
<b>令和7年(フ)第53号</b>	
千葉県印旛郡酒々井町上岩橋143-1 ひとみマンション104、住民票上の住所千葉県山武郡芝山町新井田445番地586 債務者 黒澤 和幸	
1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 破産管財人 弁護士 新井 陽平	3 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
3 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月16日午前11時30分	4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月16日午前11時30分
4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで	5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
千葉地方裁判所佐倉支部	千葉地方裁判所佐倉支部

<b>令和7年(フ)第419号</b>	埼玉県所沢市喜多町9番5—307号YKS航空公園ビル 債務者 根津 研一 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秦 英準 4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月11日午後1時15分 6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第210号</b>	川崎市麻生区細山8丁目3番4号 パルヴィレッジ 201 債務者 高崎 敬之 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 訓幸 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月15日午前10時50分 6 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第82号</b>	新潟市西蒲区石瀬2953番地 債務者 渡邊 誠志 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石山 正彦 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後2時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 新潟地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第48号</b>	兵庫県伊丹市池尻6丁目270番地 サンプラザ池尻201号、前住所兵庫県宝塚市高司3丁目5番2号 債務者 岩本美代子

<b>令和7年(フ)第154号</b>	栃木県下野市柴471番地3 債務者 江畠 祐司 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 哲也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
<b>令和7年(フ)第83号</b>	新潟市西蒲区石瀬2953番地、住民票上の住所 新潟市西蒲区石瀬2990番地1 債務者 渡邊由紀子 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石山 正彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 新潟地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第20号</b>	兵庫県加東市木梨203番地1 債務者 イシイフィールドエンジニアリングこと 石井 和志 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川崎 志保 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 神戸地方裁判所社支部
<b>令和7年(フ)第25号</b>	新潟県胎内市夏井263番地 債務者 坂上 誠 1 決定年月日時 令和7年4月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小松 哲也 4 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 新潟地方裁判所新発田支部
<b>令和7年(フ)第14号</b>	新潟県上越市大字藤塚365番地2 ハイツ藤塚 203号 債務者 佐藤 駿
<b>令和7年(フ)第6号</b>	広島市西区三篠町3丁目22番4—705号 債務者 杉本 裕美 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 幸司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第174号</b>	広島市東区矢賀1丁目6番66号 債務者 鶴野 那奈 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 深田 健介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第124号</b>	北九州市小倉北区泉台3丁目21番3—401号 債務者 今村 優太 1 決定年月日時 令和7年4月8日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 佑一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ)第125号</b>	北九州市小倉北区泉台3丁目21番3—401号 債務者 今村 未来 1 決定年月日時 令和7年4月8日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 佑一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

<p><b>令和7年(フ)第170号</b>  京都府城陽市水主北ノ口14番地 京都府営住宅水主団地4棟408号  債務者 宮野友理恵  1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 西田貴美子  4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前10時30分  5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで  京都地方裁判所第5民事部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第176号</b>  北九州市八幡西区上上津役2丁目1番18-710号  債務者 とんかつと串揚げ かつ久こと 山口秀律  1 決定年月日時 令和7年4月7日午後4時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 真子 幸人  4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後1時30分  5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで  福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第57号</b>  徳島県板野郡北島町鯛浜字大西85番地1 ベレオ北島 106号、旧住所徳島県徳島市国府町中43番地1 グランレジデンス国府A-1 103号室  債務者 山下亜希穂  1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 宮澤由浩  4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前10時15分  5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  徳島地方裁判所民事部</p> <p><b>令和6年(フ)第110号</b>  福岡県行橋市大字金屋377番地7  債務者 椿 優美  1 決定年月日時 令和7年4月7日午前11時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 梁 智元  4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時40分  5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  福岡地方裁判所行橋支部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第15号</b>  福岡県行橋市泉中央5丁目4番17号 ピアン・フォンティーヌ202  債務者 玉井龍之介  1 決定年月日時 令和7年4月3日午前11時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 小森瑛博  4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時40分  5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで  水戸地方裁判所土浦支部破産再生係</p> <p><b>令和6年(フ)第119号</b>  茨城県坂東市逆井6236番地2  債務者 名越 和彦  1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 青柳 紀子  4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後2時30分  5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで  水戸地方裁判所下妻支部</p> <p><b>令和7年(フ)第86号</b>  岡山市南区万倍11番地1 ソレイユキノミB棟201号、旧住所岡山市南区万倍141番地1サンビレッジ芳田201号  債務者 中田 浩二  1 決定年月日時 令和7年4月7日午前11時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 高野 祐一  4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後1時30分  5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで  岡山地方裁判所第3民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第341号</b>  仙台市青葉区川平1丁目8番2号 アルファーウン105  債務者 大泉 大路  1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 佐藤 洋介  4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午後1時40分  5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで  仙台地方裁判所第4民事部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第379号</b>  茨城県登米市迫町北方字永田106番地  債務者 尾形 利子  1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 煙山 正大  4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前11時20分  5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで  仙台地方裁判所第4民事部破産係</p>	<p>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後1時55分  5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで  盛岡地方裁判所一関支部</p> <p><b>令和7年(フ)第37号</b>  山形県天童市北久野本2丁目7番39号  債務者 菊地政悟郎  1 決定年月日時 令和7年4月8日午後2時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 青柳 紀子  4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時35分  5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで  山形地方裁判所民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第393号</b>  埼玉県上尾市大字原市53番地3 シャトルパート4-209  債務者 島中 朝也  1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 山川 心  4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前10時10分  5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで  さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第173号</b>  神戸市中央区磯上通3丁目2番25-1505号  債務者 中内 教雄  1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 重田 和寿  4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前10時40分  5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで  神戸地方裁判所第3民事部</p> <p><b>令和6年(フ)第158号</b>  兵庫県川西市小花2丁目2番12号 101  債務者 中嶋 謙  1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 田尻 志麻  4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時10分  5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで  神戸地方裁判所伊丹支部破産係</p>
---	--	--

## 令和7年(フ)第44号

兵庫県宝塚市安倉南3丁目6番3-104号

債務者 重松 弘

- 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 徳山 育弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで  
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

## 令和7年(フ)第45号

兵庫県明石市大久保駅前1丁目7番地の12  
リアルティ大久保駅前202号

債務者 井川 清隆

- 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小森 祐輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後1時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで  
神戸地方裁判所明石支部破産係

## 令和7年(フ)第53号

高知市青柳町29番地6  
債務者 矢野 智一

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲垣 健吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで  
高知地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第18号

茨城県日立市東滑川町1丁目6番10号  
債務者 芳賀 信久

- 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 茂木 亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで  
水戸地方裁判所日立支部

## 令和7年(フ)第111号

静岡県沼津市大岡2382番地の1 レナジア大岡205  
債務者 石川 大介

- 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 重光 純
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

## 令和7年(フ)第5号

神戸市灘区記田町4丁目2番26-703号  
債務者 大谷 英治

- 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福田 大祐
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで  
神戸地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第197号

北九州市八幡東区大蔵2丁目6番1号  
債務者 高塗 知弥

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村里 淳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

## 令和6年(フ)第635号

栃木県さくら市氏家2415番地  
債務者 灌澤 健二

- 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小菅 拓郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

## 令和7年(フ)第96号

栃木県日光市鬼怒川温泉大原1060番地 斎藤アパート  
債務者 加藤 和子

- 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡部 邦栄

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

## 令和7年(フ)第158号

栃木県下野市石橋223番地2 石橋ハイツ201  
債務者 横山 偵一

- 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 直樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

## 令和7年(フ)第105号

静岡県沼津市大岡1221番地の2 ブルームテラス201、前住所埼玉県草加市谷塚町1618番地3 ハイムモコ301号  
債務者 勝山 俊介

- 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 洋祐
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

## 令和7年(フ)第408号

大阪市浪速区浪速西3丁目8番3-603号  
債務者 後藤 義人

- 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 将樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第838号

大阪市此花区伝法6丁目3番1-609号  
債務者 日下部紀夫

- 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 龍哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第98号

さいたま市大宮区大町2丁目54番地 グランコンフォール大宮N 302、旧住所大阪府大阪市中央区谷町3丁目5番5-803号  
債務者 豊田 朋樹

- 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋口 崇
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和7年(フ)第1293号

大阪市住吉区我孫子3丁目10番6-205号  
債務者 横井 好明

- 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森崎 勇季
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第1297号

大阪府門真市栄町11-9 栄町文化205、住民票上の住所大阪市東淀川区東淡路5丁目1番8号  
債務者 鈴木 圭

- 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塚元 健
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第48号

青森県弘前市大字青山5丁目21番地8、旧住所青森県弘前市大字代官町14番地6  
債務者 富岡 直樹

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横山 航平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで  
青森地方裁判所弘前支部

<p><b>令和6年(フ)第63号</b>            秋田県仙北市田沢湖角館東前郷字七ツ関175番地            債務者 大信田洋平            1 決定年月日時 令和7年4月8日午前10時            2 主文 債務者について破産手続を開始する。            3 破産管財人 弁護士 久島 売晴            4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時            5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで            秋田地方裁判所大曲支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第56号</b>            静岡県沼津市原1418番地の12 ビレッジハウス原2-205            債務者 福島 幹夫            1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時            2 主文 傾務者について破産手続を開始する。            3 破産管財人 弁護士 杉本喜三郎            4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時            5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで            静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第447号</b>            大阪府八尾市本町5丁目4番1-303号、前住所大阪府柏原市田辺2丁目9番63号            傾債務者 沖田 哲子            1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。            3 破産管財人 弁護士 井村 勝也            4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時30分            5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで            大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第377号</b>            さいたま市南区関1丁目18番9-208号            傾債務者 山田 康彦            1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。            3 破産管財人 弁護士 渡邊 享子            4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前11時            5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで            さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>
<p><b>令和7年(フ)第131号</b>            埼玉県富士見市渡戸2丁目20番22号            傾債務者 近藤 篤史            1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。            3 破産管財人 弁護士 小原 千代            4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後2時20分            5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで            さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第8号</b>            和歌山県日高郡みなべ町西本庄888番地5            傾債務者 土井 陽多            1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。            3 破産管財人 弁護士 檀 哲郎            4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時            5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで            和歌山地方裁判所田辺支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第40号</b>            大阪市住之江区北島2丁目8番9号 エムテック 北島 801号            傾債務者 中村 清美            1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。            3 破産管財人 弁護士 石川 慧            4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後2時40分            5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで            大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第12号</b>            福井県敦賀市清水町1丁目13番404号            傾債務者 磯本 淳            1 決定年月日時 令和7年4月8日午前10時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。            3 破産管財人 弁護士 高辻 俊一            4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前10時15分            5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで            福井地方裁判所敦賀支部</p>
<p><b>令和7年(フ)第182号</b>            埼玉県入間郡三芳町大字藤久保603番地12            傾債務者 添野 勇一            1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。            3 破産管財人 弁護士 増森俊太郎            4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1時40分            5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで            さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p><b>令和6年(フ)第2437号</b>            札幌市北区新琴似7条9丁目5番15号 七番街ビル306号            傾債務者 鎌田 朱美            1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。            3 破産管財人 弁護士 藍原 貴子            4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時45分            5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで            札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p><b>令和7年(フ)第1003号</b>            大阪市都島区内代町1丁目1番29-603号            傾債務者 中山 諭            1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。            3 破産管財人 弁護士 大内 純            4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時40分            5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで            大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第40号</b>            愛知県岩倉市南新町三反田984番地39            傾債務者 日高 真樹            1 決定年月日時 令和7年4月7日午後4時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。            3 破産管財人 弁護士 不破 佳介            4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前10時45分            5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで            名古屋地方裁判所一宮支部</p>
<p><b>令和7年(フ)第194号</b>            埼玉県所沢市東所沢和田1丁目5番地の4ラックヌーボ201            傾債務者 北谷 真一            1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。            3 破産管財人 弁護士 吉田名穂子            4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1時50分            5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで            さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第536号</b>            札幌市西区八軒8条東3丁目3番11号            傾債務者 熊谷 廣志            1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。            3 破産管財人 弁護士 村本 耕大            4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時30分            5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで            札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p><b>令和7年(フ)第254号</b>            札幌市清田区清田4条2丁目10番2-201号            傾債務者 山田 幸祐            1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。            3 破産管財人 弁護士 折田 純一            4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時30分            5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで            札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p><b>令和6年(フ)第3773号</b>            大阪市都島区都島南通1丁目19番2号 オリオンハウス 101号            傾債務者 外園 大策            1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時            2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。            3 破産管財人 弁護士 服部 弘            4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時40分            5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで            大阪地方裁判所第6民事部</p>



<b>令和7年(フ)第299号</b> 札幌市西区西野3条7丁目6番6号 債務者 岩崎 淳 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 札幌地方裁判所民事第4部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第303号</b> 札幌市中央区南7条西8丁目1番地6 ルビナス7・8-403号 債務者 谷 友希 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第327号</b> 北海道恵庭市南島松6番地4 (ケアハウス恵庭ふくろうの園503号) 債務者 滝澤 誠 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月7日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 札幌地方裁判所室蘭支部破産係
<b>令和7年(フ)第351号</b> 札幌市豊平区西岡2条1丁目8番33号 コーポ和201号 債務者 三浦 義隆 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月7日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 札幌地方裁判所室蘭支部破産係
<b>令和7年(フ)第400号</b> 札幌市北区北24条西14丁目5番1-109号 債務者 横山 郁恵	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 秋田地方裁判所横手支部
<b>令和7年(フ)第17号</b> 秋田県湯沢市成沢字堤端151番地 債務者 阿部里奈子 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 秋田地方裁判所横手支部	<b>令和7年(フ)第466号</b> 福岡市西区小戸4丁目29番2-102号 ボヌール姪浜 債務者 藤田 阿彌 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第102号</b> 茨城県水戸市堀町1120番地の12 プロス堀町202号 債務者 井上 真司 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 水戸地方裁判所
<b>令和6年(フ)第433号</b> 岐阜県瑞穂市古橋1739番地3 ハッピースカイ301号、申立時の住所岐阜市鏡島南2丁目12-25 第3磯部コーポA 3B、(申立時の住民票上の住所)岐阜県大垣市河間町2丁目9番地1 債務者 土屋 徳満 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 岐阜地方裁判所	<b>令和7年(フ)第19号</b> 北海道伊達市末永町49番地53 道営末永中央団地A-205号 債務者 長内 辰彦 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 札幌地方裁判所室蘭支部破産係	<b>令和7年(フ)第93号</b> 岐阜市北島5丁目4番18号 (モントバーノン1 102) 債務者 高橋 昭弘 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 岐阜地方裁判所
<b>令和7年(フ)第16号</b> 秋田県横手市清川町7番28号 債務者 大和 悠平 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 秋田地方裁判所横手支部	<b>令和7年(フ)第441号</b> 福岡市城南区長尾3丁目21番23-501号 ファミール忠四郎 債務者 水田 清人 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。	

<p><b>令和7年(フ)第28号</b> 香川県高松市屋島西町2294番地4 やしま庭園 債務者 町川瑠美子 1 決定年月日時 令和7年4月7日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係</p> <p><b>令和6年(フ)第2415号</b> 福岡市博多区昭南町1丁目3番18-505号 グラン・シャンテ 債務者 佐藤 紀子 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第359号</b> 福岡市南区屋形原1丁目30番17号 三和コート103号 債務者 江口美奈子 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第374号</b> 福岡市城南区南片江2丁目31番9号 ホスピス住宅ビーズの家南片江 債務者 曽我部曉乃 1 決定年月日時 令和7年3月28日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第459号</b> 福岡市博多区堅粕3丁目5番5-505号 日本住宅公団堅粕三丁目市街地住宅 債務者 梅津 太郎 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第460号</b> 福岡県那珂川市片縄西3丁目10番5号 債務者 美澄 良彦 1 決定年月日時 令和7年4月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第483号</b> 福岡市城南区田島1丁目7番2号 コーポいづみ 103号 債務者 小澤 善裕 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>
<p><b>令和7年(フ)第239号</b> 福岡県朝倉市大庭5166番地1 債務者 重松恵美子 1 決定年月日時 令和7年3月28日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第412号</b> 福岡市西区生の松原1丁目19番11号 ベガ生の松原Ⅱ 402号 債務者 杉田 邦彦 1 決定年月日時 令和7年4月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第462号</b> 福岡市南区の場2丁目6番10号 債務者 日永田碧人 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第10号</b> 福岡県田川市大字夏吉494番地4 エスティ緑ヶ丘102 債務者 末廣 勉 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>
<p><b>令和7年(フ)第317号</b> 福岡市博多区春町3丁目7番10-505号 リーセント春町 債務者 石出 翔真 1 決定年月日時 令和7年4月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第413号</b> 福岡市西区生の松原1丁目19番11号 ベガ生の松原Ⅱ 402号 債務者 杉田 和子 1 決定年月日時 令和7年4月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第470号</b> 福岡市早良区原1丁目30番17号 原ビルⅡ 405号 債務者 橋口 玲菜 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第14号</b> 福岡県田川郡添田町大字添田1092番地の6 県営峰地団地2棟201号 債務者 長田 春喜 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所田川支部</p>

<b>令和7年(フ)第10号</b> 福島県白河市真舟2番地6 市営2-402号 債務者 松崎 光一 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 福島地方裁判所白河支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 大津地方裁判所民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 岡山地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第80号</b> 茨城県水戸市堀町2110番地の10 プレアージュ1202号 債務者 江田 能広 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 水戸地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 岡山地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第9号</b> 横浜市青葉区荏田北2丁目13番地13 パティオ市ヶ尾207号室 債務者 鈴木 恵美 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
<b>令和7年(フ)第395号</b> 神奈川県藤沢市藤沢1丁目3番7-204号 債務者 安田 那実 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
<b>令和7年(フ)第472号</b> 横浜市港北区岸根町568番地1 グランデ岸根公園II 410号室 債務者 田中八代生	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月4日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係

<b>令和7年(フ)第876号</b> 大阪府寝屋川市下神田町23番8号(208号) 債務者 石橋 芳野 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部	<b>1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部</b>	<b>令和7年(フ)第1170号</b> 大阪市住之江区南港中4丁目2番14-1113号 債務者 鳴神 清 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 那覇地方裁判所民事第3部
<b>令和7年(フ)第938号</b> 大阪府寝屋川市三井が丘3丁目1番1-208号 債務者 田川 忠則 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部	<b>1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾田 真一 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部</b>	<b>令和7年(フ)第1130号</b> 大阪市住吉区我孫子東3丁目7番9-407号 債務者 倾田 真一 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾田 真一 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第990号</b> 大阪市東淀川区大桐5丁目15番11号 債務者 戸羽一二三 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾田 真一 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部	<b>1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾田 真一 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部</b>	<b>令和7年(フ)第1131号</b> 大阪市住吉区我孫子東3丁目7番9-407号 債務者 倾田あかね 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾田あかね 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第1113号</b> 大阪市東淀川区大桐5丁目15番11号 債務者 戸羽一二三 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾田 真一 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部	<b>1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾田 真一 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部</b>	<b>令和7年(フ)第1221号</b> 大阪市東淀川区井高野4丁目2番3-201号 債務者 近藤 尚美 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾田 真一 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第1114号</b> 大阪府東大阪市鳥居町6番24号 債務者 本庄 好恵 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾田 真一 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部	<b>1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾田 真一 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部</b>	<b>令和7年(フ)第1238号</b> 大阪市東住吉区照ヶ丘矢田1丁目23番5-810号 債務者 渡邊 孝也 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 渡邊 孝也 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第1143号</b> 大阪府東大阪市鳥居町6番24号 債務者 本庄 好恵 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾田 真一 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部	<b>1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 渡邊 孝也 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部</b>	<b>令和7年(フ)第1243号</b> 大阪市此花区梅香1丁目19番16号 マンションINU 202 債務者 平井 安浩 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 平井 安浩 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第1115号</b> 大阪市西区九条1丁目28番1-402号、前住所横浜市神奈川区三ツ沢中町8番22号 アメニティハイム三ツ沢202号 債務者 國安真知子(旧姓神本) 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾田 真一 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部	<b>1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 平井 安浩 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部</b>	<b>令和7年(フ)第1145号</b> 大阪市北区黒崎町11番12号 クロサキマンション302号室、前住所大阪市淀川区西宮原1丁目7番4-902号 債務者 福間 信一 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 福間 信一 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第1124号</b> 大阪市鶴見区諸口1丁目7番5-1002号 債務者 白井 圭二	<b>1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 福間 信一 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部</b>	<b>令和7年(フ)第54号</b> 沖縄県浦添市内間2丁目5番13号 ニュークリオス 202号室 債務者 神里えりか 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 神里えりか 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 那覇地方裁判所民事第3部
		<b>令和7年(フ)第62号</b> 沖縄県那覇市前島1丁目5番16号 ディアコートHY 1 305 債務者 金城さおり 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 金城さおり 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 那覇地方裁判所民事第3部
		<b>令和7年(フ)第60号</b> 沖縄県中頭郡北谷町字吉原716番地25 債務者 池間ひとみ 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 池間ひとみ 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
		<b>令和7年(フ)第67号</b> 沖縄県うるま市字天願1820番地6 バンデウルマ1 債務者 喜納 育 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 喜納 育 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
		<b>令和6年(フ)第137号</b> 千葉県袖ヶ浦市横田62番地31 債務者 小泉まち子 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 小泉まち子 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
		<b>令和6年(フ)第137号</b> 千葉県袖ヶ浦市横田62番地31 債務者 小泉まち子 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 小泉まち子 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 千葉地方裁判所木更津支部

<b>令和7年(フ)第16号</b> 千葉県富津市千種新田1番地2 D-403 債務者 松下 知子 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 千葉地方裁判所木更津支部	1 決定年月日時 令和7年4月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 神戸地方裁判所第3民事部	<b>令和7年(フ)第28号</b> 北海道小樽市末広町40番7号 債務者 新山 裕也 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 札幌地方裁判所小樽支部
<b>令和7年(フ)第38号</b> 千葉県木更津市貝瀬4丁目2番13号 ハイパレスD棟103号 債務者 高品 裕二 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 千葉地方裁判所木更津支部	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 神戸地方裁判所第3民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 神戸地方裁判所第3民事部	<b>令和7年(フ)第49号</b> 石川県野々市市押野4丁目168番地 アップルハウス押野113号、従前の住所富山県氷見市柳田2286番地2 債務者 寒川 健太 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 金沢地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第54号</b> 新潟市東区柳ヶ丘12番17号 ウィローヒルズ2号、前住所新潟県新発田市住吉町4丁目2番25号 債務者 伊藤 輝 1 決定年月日時 令和7年4月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 神戸地方裁判所第3民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 神戸地方裁判所西条支部	<b>令和7年(フ)第124号</b> 神奈川県愛甲郡愛川町中津3562番地の1 コーポ桜208 債務者 中澤 信一 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
<b>令和7年(フ)第95号</b> 静岡県浜松市中央区和合町220番地の2140 カタリーナ 302 債務者 水野 優 1 決定年月日時 令和7年4月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 静岡地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 神戸地方裁判所第3民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 宮崎地方裁判所都城支部	<b>令和7年(フ)第38号</b> 山口県防府市栄町1丁目6番9-306号 カリヨンマンション 債務者 山本 聖二 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 山口地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第24号</b> 静岡県浜松市中央区国吉町120番地の1 債務者 京橋 怜名(旧姓河原)	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 宮崎地方裁判所都城支部	
<b>令和7年(フ)第24号</b> 静岡県浜松市中央区御影塚町2丁目7番2-308号、 従前の住所神戸市中央区加納町3丁目12番 11-802号 債務者 治井 妙子 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 宮崎地方裁判所都城支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 宮崎地方裁判所都城支部	

**破産手続廃止****令和4年(フ)第44号**

茨城県北茨城市中郷町石岡1056番地  
破産者 株式会社大塚工業

- 1 決定年月日 令和7年4月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

水戸地方裁判所日立支部

**令和6年(フ)第608号**

愛知県高浜市八幡町4丁目8番地52  
破産者 株式会社プラスケア

- 1 決定年月日 令和7年4月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**破産手続終結及び免責許可決定****令和6年(フ)第339号**

新潟市北区松浜5丁目9番地1 市営住宅はまゆう546号、開始決定時の住所新潟市東区河渡1丁目6番18号  
破産者 内田 和則

- 1 決定年月日 令和7年4月8日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所民事部

**令和6年(フ)第132号**

宮崎市佐土原町下田島4539番地1  
破産者 安田 康子

- 1 決定年月日 令和7年4月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

**破産債権の届出期間及び一般調査期日****令和6年(フ)第3987号**

大阪府東大阪市足代新町17番10号  
破産者 株式会社ワンナック販売

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 2 一般調査期日 令和7年6月5日午後1時40分

令和7年4月7日 大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第3988号**

大阪府東大阪市足代新町17番10号 401号

破産者 出口 修

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 2 一般調査期日 令和7年6月5日午後1時40分

令和7年4月7日 大阪地方裁判所第6民事部

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

**令和6年(フ)第496号**

宮崎市池内町松元3860番地4

破産者 齊藤 秀幸

異議申述期間 令和7年5月19日まで

令和7年4月7日 宮崎地方裁判所破産係

**令和5年(フ)第5072号**

大阪市北区本庄西3-8-9-401、住民票上の住所大阪市北区芝田2丁目2番22号

破産者 北上 純也

異議申述期間 令和7年6月2日まで

令和7年4月7日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第4501号**

大阪市都島区都島本通4丁目22番16号泉谷ビル202号

破産者 有限会社サント

異議申述期間 令和7年6月2日まで

令和7年4月7日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第5761号**

兵庫県川西市けやき坂2丁目8番地の6、前住所大阪府豊中市北緑丘2丁目5番10-402号

破産者 LU:STERこと 前田 真耶(旧姓作野)

異議申述期間 令和7年6月2日まで

令和7年4月7日

大阪地方裁判所第6民事部

**再生手続終結****令和4年(再)第1号**

島根県松江市学園南2丁目5番13号203

再生債務者 株式会社M K M管財(旧商号株式会社まつえ環境の森)

- 1 主文 本件再生手続を終結する。

- 2 理由の要旨 再生計画の遂行

令和7年4月4日

大阪地方裁判所第6民事部

**小規模個人再生による再生手続開始****令和7年(再イ)第24号**

埼玉県所沢市大字山口1741番地の6

再生債務者 能登 優太

- 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月24日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月15日まで

さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(再イ)第12号**

栃木県宇都宮市若松原3丁目17番6号

再生債務者 大泉 大輔

- 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月25日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月19日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

**令和6年(再イ)第216号**

千葉県浦安市堀江6丁目15番18-306号 ル

オント

再生債務者 池本 孝之

- 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月26日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(再イ)第27号**

千葉県市川市菅野2丁目21番1号 (カーサ102号)

再生債務者 青木 聖

- 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月26日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(再イ)第33号**

千葉県船橋市東中山1丁目24番13-303号

再生債務者 新倉 順哉

- 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月26日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(再イ)第7号**

兵庫県伊丹市山田2丁目2番5号

再生債務者 津田 健

- 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月19日まで

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

**令和7年(再イ)第9号**

北海道河東郡音更町木野大通東17丁目2番地23

再生債務者 中村 悠二

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月20日まで

釧路地方裁判所帶広支部再生係

<b>令和7年(再イ)第37号</b> 埼玉県桶川市東2丁目10番13号 キューズ・リヴィエール604号 再生債務者 松田比佐江 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月23日まで さいたま地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(再イ)第93号</b> 東京都練馬区石神井町1-7-26 再生債務者 森田 良 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年6月2日まで 前橋地方裁判所高崎支部
<b>令和7年(再イ)第3号</b> 埼玉県三郷市三郷2丁目15番地4 グレイス203号 再生債務者 木暮 真之 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月23日まで さいたま地方裁判所越谷支部再生係	<b>令和7年(再イ)第68号</b> 東京都品川区北品川3-3-26-201 再生債務者 蛭間 歩夢 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(再イ)第18号</b> 広島市安佐南区長楽寺2丁目4番18-212号 再生債務者 東井 直之 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年6月2日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(再イ)第27号</b> 埼玉県狭山市狭山台2丁目9番地の9 再生債務者 中野 啓祐 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月23日まで さいたま地方裁判所川越支部	<b>令和7年(再イ)第72号</b> 東京都杉並区方南2-16-1-809 再生債務者 大坪 秀和 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(再イ)第5号</b> 岩手県花巻市松園町661番地10 再生債務者 佐々木則暁 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月3日まで 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(再イ)第57号</b> 東京都板橋区若木2-16-7 再生債務者 半野 巧也 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月23日まで さいたま地方裁判所川越支部	<b>令和7年(再イ)第80号</b> 東京都大田区大森西2-19-23 再生債務者 中島 規雅 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和6年(再イ)第50号</b> 茨城県土浦市荒川沖6番地474 再生債務者 南 晃敬 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年6月9日まで 盛岡地方裁判所花巻支部
<b>令和7年(再イ)第60号</b> 東京都墨田区押上1-17-5-702 再生債務者 田中 祥子	<b>令和7年(再イ)第82号</b> 東京都世田谷区上馬4-3-13-204 再生債務者 橋本 俊三 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年6月6日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(再イ)第2号</b> 群馬県高崎市東町28番地 コーポラス高崎301号 再生債務者 荒井 翔 1 決定年月日時 令和7年4月7日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年6月9日まで 東京地方裁判所民事第20部

<p><b>令和7年（再イ）第87号</b> 東京都品川区大井7-27-4-403 再生債務者 アルアジ由美（旧姓アプゼイド・富永） 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年6月9日まで</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年6月9日まで</p>	<p>新潟地方裁判所長岡支部再生係 <b>令和7年（再イ）第4号</b> 静岡県富士市今泉3807番地の3 コーポエクセレント101号 再生債務者 高嶋エミリ 1 決定年月日時 令和7年4月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月23日まで</p>	<p>大阪府八尾市高砂町5丁目6番地の1 グランデフィオーレ605号 再生債務者 米川 美香 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月23日まで</p>	<p>大阪地方裁判所第6民事部 <b>令和7年（再イ）第18号</b> 大阪府東大阪市金岡4丁目13番2-605号 再生債務者 中野 紀子 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>
<p><b>令和7年（再イ）第88号</b> 東京都足立区鹿浜2-1-19-201 再生債務者 小野 真門 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年6月9日まで</p>	<p>東京地方裁判所民事第20部 <b>令和7年（再イ）第89号</b> 東京都足立区西綾瀬2-21-5 キャメル千代田Ⅱ202 再生債務者 阿部裕太郎 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年6月9日まで</p>	<p>東京地方裁判所民事第20部 <b>令和7年（再イ）第9号</b> 三重県伊勢市下野町255番地1 おれんじハウスB202号室 再生債務者 前田 亮太 1 決定年月日時 令和7年4月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月27日まで</p>	<p>静岡地方裁判所富士支部破産係 <b>令和7年（再イ）第3号</b> 大阪府東大阪市金岡4丁目13番2-605号 再生債務者 中野 紀子 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月26日まで</p>	<p>大阪地方裁判所第6民事部 <b>令和7年（再イ）第38号</b> 宇都宮地方裁判所第1民事部 <b>令和6年（再イ）第1号</b></p>
<p>東京地方裁判所民事第20部 <b>令和7年（再イ）第17号</b> 新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢3丁目4番地3 再生債務者 笛田 悠貴 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年6月9日まで</p>	<p>東京地方裁判所民事第20部 <b>令和7年（再イ）第17号</b> 新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢3丁目4番地3 再生債務者 笛田 悠貴 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年6月9日まで</p>	<p>津地方裁判所伊勢支部再生係 <b>令和6年（再イ）第15号</b> 京都府南丹市園部町小山東町平成台3号78番地4 再生債務者 石垣 陸太 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月23日まで</p>	<p>大阪地方裁判所第6民事部 <b>令和7年（再イ）第2号</b> 福岡県嘉麻市平1366 アビタシオンヒラ203号 再生債務者 山崎 勝和 1 決定年月日時 令和7年4月7日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月19日まで</p>	<p>福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係 <b>令和6年（再イ）第4号</b> さいたま地方裁判所第3民事部 <b>令和6年（再イ）第48号</b></p>
<p>東京地方裁判所民事第20部 <b>令和7年（再イ）第18号</b> 新潟地方裁判所長岡支部再生係 <b>令和7年（再イ）第18号</b> 新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢3丁目4番地3 再生債務者 笛田 愛 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>	<p>新潟地方裁判所長岡支部再生係 <b>令和7年（再イ）第18号</b> 新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢3丁目4番地3 再生債務者 笛田 愛 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>	<p>京都地方裁判所園部支部再生係 <b>令和6年（再イ）第510号</b> 大阪府高槻市塚脇1丁目10番4号の1 再生債務者 安達 俊之 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</p>	<p>福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係 <b>令和7年（再イ）第6号</b> 福岡県飯塚市潤野862番地6 再生債務者 佐藤 亮 1 決定年月日時 令和7年4月7日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月19日まで</p>	<p>福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係 <b>令和6年（再イ）第9号</b> 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 <b>令和6年（再イ）第9号</b> 茨城県土浦市並木3丁目5番12号 クレストフジB-101 再生債務者 有木 智紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月30日まで 令和7年4月8日 宇都宮地方裁判所真岡支部 <b>令和6年（再イ）第4号</b></p>

令和6年(再イ)第116号 東京都八王子市平町280番地1 サンライフメゾンパークジュネス101号 再生債務者 渡辺 一矢 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月30日まで 令和7年4月8日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(再イ)第3号 愛知県額田郡幸田町大字坂崎字城14番地1 再生債務者 浅井 幸広 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月30日まで 令和7年4月8日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和6年(再イ)第39号 群馬県高崎市高砂町64番地 エトワール高砂605 再生債務者 小川原雄司 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで 令和7年4月7日 前橋地方裁判所高崎支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月7日 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(再イ)第137号 東京都町田市本町田1544番地28 再生債務者 児玉 裕一 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月30日まで 令和7年4月8日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(再イ)第115号 埼玉県ふじみ野市大原1丁目4番6号 ピュアハイツ201 再生債務者 三神 有紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月7日 さいたま地方裁判所川越支部	令和6年(再イ)第122号 堺市東区高松211番地1 (602号) 再生債務者 中神 法子 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで 令和7年4月7日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和6年(再イ)第27号 広島県福山市新市町大字相方2588番地(旧住所) 大阪府枚方市南楠葉一丁目3番4-203号 再生債務者 大力レアンドロこと DAIRI KI SCHATZMANN LEANDRO 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月7日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和6年(再イ)第148号 東京都立川市一番町4丁目59番地の1 セザール立川一番町307号 再生債務者 中島 智美 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月30日まで 令和7年4月8日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(再イ)第57号 愛知県稻沢市下津北山1丁目14番地3 再生債務者 天谷 智治 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月8日 名古屋地方裁判所一宮支部	令和6年(再イ)第19号 福岡県飯塚市潤野875番地1 アドヴァンスI 202 再生債務者 花山 竜大 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月28日まで 令和7年4月7日 福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係	令和6年(再イ)第32号 香川県高松市香南町由佐170番地2 再生債務者 竹内 一馬 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月8日 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和6年(再イ)第82号 静岡市駿河区有東3丁目12番18-1号 再生債務者 吉永 渉 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月30日まで 令和7年4月8日 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(再イ)第2号 兵庫県西脇市野村町511番地の5 再生債務者 辻野 要 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月7日 神戸地方裁判所社支部	令和6年(再イ)第5号 熊本市西区花園6丁目43番1号 再生債務者 高木 健二 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月28日まで 令和7年4月7日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	小規模個人再生による再生計画不認可
令和6年(再イ)第98号 愛知県刈谷市東境町新林1番地1 第2新林寮 再生債務者 堀部 謙太 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月30日まで 令和7年4月8日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和6年(再イ)第47号 和歌山市紀三井寺337番地2 再生債務者 友渕 清文 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月7日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	令和6年(再イ)第54号 広島市安佐北区安佐町大字久地1238番地199 再生債務者 益野 憲文	令和6年(再イ)第536号 大阪府枚方市楠葉中之芝1丁目21番13-1号 再生債務者 JIN JIANGXI 金将熙 1 主文 本件再生計画を認可しない。 2 理由の要旨 令和7年4月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法231条2項5号に定める事由がある。 令和7年4月7日 大阪地方裁判所第6民事部

## 小規模個人再生による再生手続廃止

令和6年(再イ)第582号

東京都江東区白河1-2-11-701

再生債務者 市来 政弘

1 主文 本件再生手続を廃止する。

2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。

令和7年4月4日

東京地方裁判所民事第20部

## 給与所得者等再生による再生手続開始

令和6年(再ロ)第2号

岡山県倉敷市福島577番地6

再生債務者 山岡 明王

1 決定年月日時 令和7年4月8日午前10時

2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月22日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年(再ロ)第10009号

東京都江戸川区松江1-22-2

再生債務者 小宮 淑子

1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時

2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年6月6日まで

東京地方裁判所民事第20部

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和6年(再ロ)第1号

神奈川県逗子市沼間6丁目3番23号

再生債務者 鵜川 茂紀

1 意見聴取に付する再生計画案 令和6年12月24日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年4月23日まで

令和7年4月2日

横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(再ロ)第9号

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西6丁目1番地

15-10-405号

再生債務者 大湯 延一

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月13日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年4月28日まで  
令和7年4月7日

## さいたま地方裁判所越谷支部再生係 給与所得者等再生による再生計画認可

令和6年(再ロ)第2号

青森県南津軽郡藤崎町大字常盤字二西田88番地12

再生債務者 佐々木由惟(旧姓成田)

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月3日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月8日 青森地方裁判所弘前支部

令和6年(再ロ)第2号

兵庫県尼崎市東難波町2丁目15番36号

再生債務者 小野 邦彦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月3日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月4日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和6年(再ロ)第6号

広島市安佐南区伴南5丁目54番16号

再生債務者 西川 直孝

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月4日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月7日

広島地方裁判所民事第4部

## 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判することについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出

がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第4号

大阪市西淀川区御幣島3丁目13番7号

申立人 中島由香利

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 彦根市四十九町7番地

所在等不明共有者 小林 義雄

届出期間満了日 令和7年8月4日

令和7年4月3日 大津地方裁判所彦根支部  
(別紙) 物件目録

1 所在 彦根市城町一丁目

地番 323番1

地目 宅地

地積 191.73平方メートル

(共有者 小林 義雄の共有持分 3分の1)

2 所在 彦根市城町一丁目323番地1

家屋番号 323番1

種類 稲荷堂

構造 木造瓦葺平家建

床面積 16.52平方メートル

附属建物

符号 1

種類 物置

構造 木造瓦葺平家建

床面積 6.61平方メートル

符号 2

種類 炊事場

構造 木造瓦葺平家建

床面積 1.65平方メートル

(共有者 小林 義雄の共有持分 3分の1)

## 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和6年(チ)第9号

秋田県男鹿市船越字前野98-42

申立人 下間 俊悦

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 秋田市泉字一ノ坪1番地

所有者 飯川 瞳子

届出期間満了日 令和7年6月4日

令和7年4月4日

秋田地方裁判所民事第2部

(別紙) 物件目録

所在 渕上市天王字大長根

地番 25番5

地目 山林

地積 330平方メートル

## 文部科学省共済組合定款の一部変更について

文部科学省共済組合定款(平成12年12月27日制定)の一部を次のように変更する。

令和7年3月31日

文部科学省共済組合代表者

文部科学大臣 阿部 俊子

第32条第1項の表中  $\frac{7.73}{1000}$  を  $\frac{10.15}{1000}$  に、 $\frac{37.79}{1000}$  を  $\frac{38.05}{1000}$  に、 $\frac{41.11}{1000}$  を  $\frac{40.85}{1000}$  に、 $\frac{15.46}{1000}$  を  $\frac{20.30}{1000}$  に改め、同条第2項の表中  $\frac{7.73}{1000}$  を  $\frac{10.15}{1000}$  に、 $\frac{41.11}{1000}$  を  $\frac{40.85}{1000}$  に改め、同条第3項中  $\frac{37.79}{1000}$  を  $\frac{38.05}{1000}$  に、 $\frac{41.11}{1000}$  を  $\frac{40.85}{1000}$  に、 $\frac{0.06}{1000}$  を  $\frac{0.08}{1000}$  に改める。

## 附 則

1 この変更は、令和7年4月1日から施行する。

2 変更後の第32条第1項から第3項までの規定は、令和7年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

## 会社その他の公告

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月十六日

掲載頁 三頁

(甲) いくたま合同会社 東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒七

トランスクエア一五階

(乙) シルバー自動車株式会社 代表取締役 大石 敏彦

職務執行者 河原 正幸

大坂市天王寺区生水玉町九番一六号

（甲） いくたま合同会社 代表社員 一般社団法人いくたま

（乙） シルバー自動車株式会社 代表取締役 大石 敏彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三十九条第一項に基づく議決権行使することができる株主全員の同意）は令和七年四月十五日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 株式会社日商インターライフ 代表取締役 須藤 亮

東京都荒川区東尾久四丁目一六番一二号 東京都葛飾区東金町一丁目二〇番一五号 市野ビル

(乙) ファシリティーマネジメント株式会社 会社 代表取締役 須藤 亮

## 吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社アイモバイル（乙、住所東京都渋谷区渋谷三丁目二六番二〇号）の小売電気事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 済

令和七年四月十六日 東京都渋谷区渋谷三丁目二六番二〇号

株式会社ふるなび電力 代表取締役 田中 俊彦

（甲） 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が當むトリタン事業（但し、トリタン事業に関する資産及び乙の横浜事業所の二十二号棟建屋二階に所在するトリタン事業の関連設備の維持・管理に関する業務を含むが、製造又は販売に関する事業を除く）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継されることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(乙) 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が當むトリタン事業（但し、トリタン事業に関する資産及び乙の横浜事業所の二十二号棟建屋二階に所在するトリタン事業の関連設備の維持・管理に関する業務を含むが、製造又は販売に関する事業を除く）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継されることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲・乙) 吸収分割公告

左記会社は新設分割により新設する株式会社CSプランニング（住所神戸市垂水区舞多聞西六丁目一番三号）に對してそれぞれの不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

(乙) 吸収分割公告

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲・乙) 吸収分割公告

左記会社は新設分割により新設する株式会社S.H.W.Tech株式会社としまして、この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(乙) 吸収分割公告

左記会社は新設分割により新設する株式会社S.H.W.Tech株式会社としまして、この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 吸収分割公告

左記会社は新設分割により新設する株式会社S.H.W.Tech株式会社としまして、この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(乙) 吸収分割公告

左記会社は新設分割により新設する株式会社S.H.W.Tech株式会社としまして、この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 吸収分割公告

左記会社は新設分割により新設する株式会社S.H.W.Tech株式会社としまして、この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(乙) 吸収分割公告

左記会社は新設分割により新設する株式会社S.H.W.Tech株式会社としまして、この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 吸収分割公告

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(乙) 吸収分割公告

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

## この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

## 効力発生日は令和七年五月二十三日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年五月二十一日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当

社

の

総

社

員

の

意

見

の

得

し

て

お

申

し

出

さ

い

よ

う

い

よ

う

い

よ

う

い

よ

う

い

よ

当

社

の

総

社

員

の

意

見

の

得

し

て

お

申

し

出

さ

い

よ

う

い

よ

う

い

よ

う

い

よ

う

い

よ

